

令和8年度における 租税協定の締結について (日本・キルギス租税協定)

高木菜々

はじめに

我が国とキルギス共和国（以下「キルギス」という。）との間では、これまで昭和61年（1986年）に締結された「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約」（以下「現行条約」という。）の下で二重課税の回避及び脱税の防止が図られてきた。現行条約は、その締結から長年が経過し、現在の両国の経済関係にそぐわない内容となっていたため、両国政府は、令和7年（2025年）10月に現行条約を改正するための交渉を開始した。その結果、令和7年（2025年）12月19日に「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定」（以下「協定」という。）について東京において署名が行われた。

協定は、投資所得に対する課税の改正のほか、協定の濫用防止措置の導入及び租税に関する情報交換の拡充等を行うものである。これらにより、二重課税を除去し、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の投資・経済交流を一層促進することが期待される。

協定は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、

協定は第221回国会で承認された。）を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずることとなる。

以下では、本協定の主な条項及び特徴的な条項について、解説する。

一 対象となる者（第1条）

1 本条の趣旨

本条は、協定が適用される者の範囲等を規定している。

2 解説

(1) 課税上存在しないものとして取り扱われる事業体を通じて取得される所得に対する協定の適用（本条2）

例えば、ある事業体が受け取る所得について、当該所得が生じた国（源泉地国）では事業体を納税義務者として認識する（事業体課税が行われる）のに対し、事業体が所在する国では事業体の構成員を納税義務者として認識する（構成員課税が行われる）場合がある。このように、ある事業体に関する課税上の取扱いが両締約国で異なる場合には、協定の特典を受ける